

3

PFI手続きにおいて使用する様式例

(様式1)

本様式は標準的な雛型であり、活用にあたっては事業の内容を踏まえ、各自治体で適宜見直して作成のこと。

〇〇地区新型ケアハウス整備等事業 実施方針

平成〇〇年〇〇月

(市区町村名)

【 目 次 】

1 特定事業の選定に関する事項	(1)
(1) 事業内容に関する事項	(1)
(2) 特定事業選定にあたっての考え方等に関する事項	(3)
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	(4)
(1) 募集及び選定スケジュール	(4)
(2) 参加資格要件	(4)
(3) 民間事業者の審査及び選定に関する事項	(5)
(4) 提出書類の取り扱い	(6)
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	(7)
(1) 民間事業者の業務範囲	(7)
(2) (市区町村) の業務範囲	(7)
(3) 事業期間等	(7)
(4) 想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担	(8)
(5) 民間事業者が提供するサービスの水準	(8)
(6) 「公共施設等の管理者等」による支払に関する事項等	(8)
(7) 民間事業者の責任の履行に関する事項	(8)
(8) (市区町村) による事業の実施状況の監視	(8)
4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	(9)
(1) 施設の立地条件	(9)
(2) 土地の使用に関する事項	(9)
(3) 建物等の建設要件等	(10)
5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	(10)
6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	(10)
(1) 民間事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	(10)
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	(11)
7 財政上及び金融上の支援に関する事項	(11)
(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項	(11)
(2) その他の支援に関する事項	(11)
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	(12)
(1) 実施方針に関する質問及び提案の受付、回答の公表	(12)
(2) 議会の議決	(12)
(3) 情報公開及び情報提供	(12)
(4) 入札に伴う費用負担	(12)
別添資料：想定されるリスク分担表	(13)

(市区町村名)（以下「市・区・町・村」という。）は、〇〇地区における新型ケアハウス整備・運営事業（以下「〇〇地区新型ケアハウス整備等事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に則り、実施することとする。本実施方針は、PFI法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。

1 特定事業の選定に関する事項

（1）事業内容に関する事項

ア 事業名

〇〇地区新型ケアハウス整備等事業

イ 対象となる「公共施設等」の種類

① 名 称

② 立地場所

*施設の立地条件は 4 に記載

③ 施設の位置づけ

- ・(市区町村名)の区域内に立地する社会福祉施設（新型ケアハウス）として位置づける。

ウ 「公共施設等の管理者等」

(市区町村名) 長 (氏 名)

エ 事業目的

(新型ケアハウスのねらい・特徴を踏まえ、各自治体で作成)

オ 事業に必要とされる関連法令等

- ・民間事業者は、新型ケアハウスの設計・施工、運営維持管理を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。
- ・関連する法令等は下記のとおり。

- ①老人福祉法
- ②社会福祉法
- ③介護保険法
- ④都市計画法
- ⑤建築基準法
- ⑥その他関係法令等

カ 事業の範囲

- ・本事業は、PFI法に基づき、新たに新型ケアハウスを建設し、運営及び維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。
- ・具体的な事業範囲は下記の業務を含むものとする。
 - ①建設及びその関連業務
 - ・工事監理
 - ・施設の設計及びその関連業務
 - ・施設の土木・建築工事及びその関連業務
 - ・施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務
 - ②運営・維持管理業務
 - ・施設を賃貸借してのケアハウス事業の運営

キ 事業スケジュール

- ・当事業に関する主要なスケジュールは、以下のとおりである。

①実施方針に関する質問回答、意見招請	平成 年 月
②特定事業の選定の公表	平成 年 月
③プロポーザルの公告	平成 年 月
④民間事業者の決定	平成 年 月
⑤民間事業者と仮契約締結	平成 年 月
⑥民間事業者と本契約締結	平成 年 月
⑦着工	平成 年 月
⑧施工完了	平成 年 月
⑨所有権譲渡・賃貸借開始	平成 年 月
⑩PFI事業の終了	平成 年 月

ク 事業方式

- ・施設については、BT0方式（Build, Transfer and Operate：民間事業者が施設を建設し、施工完了後速やかに（市区町村）に所有権を移転し、事業期間中、施設を（市区町村）から賃借して運営維持管理業務を遂行する方式）を事業手法として整備を行う。
- ・新型ケアハウスの運営に係る費用については、介護報酬、利用料、事業者が事務費徴収額を減額した場合の「軽費老人ホーム事務費補助金」により、民間事業者の独立採算とする。

(2) 特定事業選定にあたっての考え方等に関する事項

- ・以下の考え方及び手順に従い、当事業を特定事業として選定することとする。

ア 選定にあたっての考え方

- ・当事業をPFI手法により実施した場合、従来型の手法により実施した場合に比べて、事業期間中における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として、公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。
- ・なお、事業期間中における公的財政負担については、本事業は民間事業者の独立採算型事業であり、(市区町村)が負担する建設費についても民間事業者から支払われる賃料で回収が可能なことから、公的財政負担は基本的に発生しないことから、定量的評価は行わない。

イ 選定手順

- ・次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。
 - ①PFI事業として実施することの定性的評価
 - ②民間事業者に移転されるリスクの検討
 - ③VFM (Value for Money) の検討による総合的評価

ウ 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

- ・前項の規定に従い、特定事業を選定した場合には、VFM評価結果を明らかにした上、(市区町村)のホームページ等により公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定スケジュール

- 当事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から(市区町村)が要求する性能要件を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。
- 募集及び選定のスケジュールは下記のとおり設定する。

平成 年 月	実施方針に関する質問回答、意見招請
平成 年 月	特定事業の選定の公表
平成 年 月	プロポーザル募集の公告
平成 年 月	募集要項等の配布
平成 年 月	募集要項等の説明会
平成 年 月	応募事業者からの参加表明
	資格審査
平成 年 月	募集要項等に関する質問の受付・回答
平成 年 月	プロポーザルの提出
平成 年 月	民間事業者の決定
平成 年 月	民間事業者と仮契約締結
平成 年 月	民間事業者と本契約締結

(2) 参加資格要件

- プロポーザルに参加する民間事業者（以下「応募者」という。）は、当事業を実施する単独企業（もしくは企業グループ）であって、以下の資格要件を全て満たすことが必要である。
- なお、同一応募者が複数の提案を行うこと、及び複数の企業グループを構成することは禁止される。
- また、(市区町村)は応募者の資格の確認を行うため、資格審査を実施する。

ア 基本的な資格要件

- 民間企業（株式会社等）の場合には、直前期末の決算（連結決算で行っている場合には、連結決算）において純資産及び税引前利益が次のとおりであること、又は、国内の証券取引所（東京、大阪、名古屋、札幌、福岡）のうちいずれか（東京、大阪及び名古屋証券取引所に上場している場合には、1部又は2部に限る。）に上場していること。

- (ア) 純資産は、直前期末で3億円以上かつ連結決算の場合には許可申請を行った法人単体で債務超過していないこと。
- (イ) 税引前利益は、最近1年間において1億円以上であること。

* 許可申請を行った民間企業に親会社（当該許可申請を行った民間企業の発行済み株式総数の過半数を所有していること。）がある場合には、連結財務諸表に関する関係法令に従って適正に財務計算に関する書類が作成されているときに限り、当該親会社における連結決算が上記基準を満たしていることで足りる。

- ・医療法人その他の非営利法人の場合には、それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準に基づき適正に会計処理が行われていること又は外部監査を受けていること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われていること、及び1億円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していること。
- ・下記の各法律の各規定による各申立てがなされていないものであること。
 - ①商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告
 - ②破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て
 - ③旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
 - ④会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て
 - ⑤民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

イ ケアハウス等の運営に関する実績

- ・応募者は、過去にケアハウス、痴呆性高齢者グループホーム、有料老人ホームの運営など高齢者介護事業に関する実績を有するものであること。

ウ その他の参加不適格者

- ①本事業の業務に携わっている者（コンサルタント業務等）
- ②事業者選定委員会の委員本人及び委員が属する企業及びその関係会社

エ 資格確認基準日

- ・資格確認基準日は、平成 年 月を予定。

（3）民間事業者の審査及び選定に関する事項

ア 審査・選定に関する基本的考え方

- ・審査に際しては、学識経験者、住民代表、(市区町村)職員等で構成する事業者選定委員会において、事業者選定基準について承認を得た後、プロポーザル公告時に公表する。

イ 事業者選定基準を定めるにあたっての指標

- ①運営・サービス水準面
 - 各施設の運営内容、運営計画
- ②資金調達面・確実性・安全性
 - 民間事業者の財務状況、過去の実績等

ウ 審査・選定手順に関する事項

- ・審査は、資格審査と提案審査に分けて実施し、最終的な民間事業者の選定は、落札者決定基準に基づき、コスト面からの定量的評価、並びに運営・サービス水準面等からの定性的評価を行った上、最も有利なものを選定することとする。

- ・なお、各審査の視点は次のとおりである。

①資格審査

→応募者の具備すべき参加資格要件の有無

②提案審査

→事業者選定基準に基づく総合評価

エ 審査・選定結果及び評価の公表方法

- ・(市区町村)は、事業者選定委員会における審査・選定の結果を取りまとめて、(市区町村)のホームページ等により公表する。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

- ・民間事業者の決定までの間、提出された書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、(市区町村)は、本事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提出された書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ・民間事業者の決定後、選定された提出書類の著作権は(市区町村)に帰属し、選定されなかった提出書類の著作権は応募者（グループを含む）に帰属するものとする。

イ 返却

- ・提出された書類は、返却しない。なお、提出された書類は、本事業者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 民間事業者の業務範囲

- ・民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

①事前業務

- ・施設の各種申請業務、設置事前協議業務

②設計・施工業務

- ・施設の設計及びその関連業務
- ・施設の土木・建築工事及びその関連業務
- ・施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務
- ・工事監理

③運営維持管理業務

- ・施設を賃貸借してのケアハウス事業の運営

④その他の業務

- ・(市区町村)への施設所有権移転業務

(2) (市区町村)の業務範囲

- ・(市区町村)が実施する主な業務は、次のとおりとする。

①運営業務

- ・施設の施工完了（性能確認済）以降、PFI事業期間終了までの施設の所有、施設の賃貸

②事業の実施状況の監視

- ・(市区町村)は、当事業の実施状況の監視を行う。なお、監視の方法については、募集要項に規定することとする（当事業の実施状況の監視の概略については3の(8)を参照）。

③費用の支払い

- ・(市区町村)は、新型ケアハウスの建設に要する費用を、契約書に規定する方法により民間事業者に支払う。
- ・これらの支払条件等については、募集要項に規定する。

(3) 事業期間等

- ・施設の整備期間は、○○ヶ月以内とする。
- ・施設の賃貸借期間は○○年間とする。
- ・また、契約書には別途下記スケジュールを記載する。

①設計・建設期間	平成 年 月～平成 年 月
②施工完了の期限	平成 年 月
③所有権譲渡・賃貸借開始時期	平成 年 月
④PFI事業の終了時期	平成 年 月

(4) 想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担

ア 責任分担の考え方

- ・当事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より質の高いサービスの提供ができるることを基本的な考え方とする。
- ・施設の設計・施工・運営維持管理の責任は、原則として民間事業者が負うものとするが、(市区町村)が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、(市区町村)が責任を負うこととする。

イ 想定されるリスクと責任の分担

- ・(市区町村)と民間事業者のリスク分担は、原則として別添「想定されるリスク分担表」によることとし、その分担の程度等については、契約書等において規定する。
- ・なお、分担の詳細については募集要項及び契約書に規定する。

(5) 民間事業者が提供するサービスの水準

- ・民間事業者は、募集要項に規定する、施設の機能（性能要件）を十分満たすことが可能な設計・施工・運営維持管理を行うこととする。
- ・民間事業者が提供すべきサービスの水準については、募集要項において、実施設計図書の作成、それに基づく建設工事、並びに運営維持管理に関する規定により定める。

(6) 「公共施設等の管理者等」による支払に関する事項等

- ・(市区町村)は、契約の条項に従い、施設整備費用を支払う。また、施設整備に係るリスク分担及びペナルティの考え方を募集要項に提示する。

(7) 民間事業者の責任の履行に関する事項

- ・民間事業者は、作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(8) (市区町村)による事業の実施状況の監視

ア モニタリング

①設計時

- ・民間事業者は、設計内容について、適宜(市区町村)と打ち合わせを行う。設計完了時には(市区町村)の確認を受けるものとする。

②建設時

- ・民間事業者は、(市区町村)から工事施工、工事監理の状況について、適宜確認を受ける。
- ・また、(市区町村)が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

③施工完了時

- ・民間事業者は、施工記録を用意して、(市区町村)の買取検査を受ける。

④施設供用開始後

- ・(市区町村)は、定期的に業務の評価報告を受ける。

イ モニタリング結果への対応

- ・民間事業者が実施する施設の建設について、仕様書及び実施設計図書で定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合は、民間事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求める。また、修復に伴う工事の遅延等により発生した費用について(市区町村)に支払うものとする。
- ・民間事業者が実施する施設の運営について、仕様書で定められた事業評価報告が、民間事業者と(市区町村)とがあらかじめ協議した評価基準を満たしていない場合は、(市区町村)は民間事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。勧告を行っても改善がなされない場合には、契約書に基づいて契約解除を行うことができる。なお、民間事業者が改善勧告に従うことができない合理的な理由が認められる場合には、(市区町村)は評価基準を見直すことができる。

ウ 事業期間終了後の措置

- ・PFI事業期間終了後の施設の賃貸については、民間事業者と(市区町村)が協議を行うものとし、賃貸の継続を行う場合には原則として以後3年ごとの自動更新とする。

4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

ア 建設計画地

(住 所)

イ 敷地面積

○○○○m²

ウ 地域地区等

- ・用途地域 ○○○○地域
- ・建ぺい率 ○○○%
- ・容積率 ○○○%
- ・建物高さ制限 ○○○m

(2) 土地の使用に関する事項

- ・民間事業者は施設の建設中の期間において、(市区町村)有地を無償で使用することができる。

(3) 建物等の建設要件等

- ・施設の配置計画、施設要件及び構造要件等の詳細については、募集要項に規定する。
- ・なお、当該施設の建物の施工を請け負う建設業者については、下記資格要件を満たすこととする。
 - a. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないものであること。
 - b. (市区町村名) 競争入札参加資格者名簿に登録している者で、指名停止期間中でない者であること。（グループの場合には、代表者が満たすことが必要である。）
 - c. 建設業法第3条第1項の規定に基づき、土木建築一式工事及び機械器具設置工事について特定建設業の許可を得ていること。

5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- ・事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、(市区町村)と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書等に規定する具体的措置に従うものとする。
- ・また、契約に関する紛争については、施設の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

- ・契約には、運営維持管理期間中に事業の継続が困難となった場合（民間事業者の経営の破綻、又はその懸念が生じた場合等）、責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。
- ・とくに、民間事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、民間事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、(市区町村)は、民間事業者に一定の回復期間を与えて、民間事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。
- ・但し、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは民間事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、(市区町村)は、民間事業者との契約を解除し、施設の運営維持管理に関わる新たな民間事業者を公募することを原則とする。
- ・事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 民間事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

- ・(市区町村)は契約書の定めに従い民間事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書に規定する。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

- ・契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

7 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項

- ア 現時点での想定される財政上、金融上の支援等に関する事柄は次のとおりである。
 - ・「事務費」については、入居者の収入の状況によって負担軽減措置があり、事業者が事務費徴収額の減額を行った場合には、事業者が負担した部分は「軽費老人ホーム事務費補助金」に基づく助成の対象となる。
 - イ なお、(市区町村)からの財政支援は一切行わないものとする。

(2) その他の支援に関する事項

- ・事業実施に必要な許認可等に関し、(市区町村)は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、(市区町村)と民間事業者で協議を行い対応策を検討する。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 実施方針に関する質問及び提案の受付、回答の公表

- ・実施方針に記載の内容に関する質疑応答及び提案の受付、回答の公表を以下の要領で実施する。

①受付期間：平成 年 月～平成 年 月

②提出方法：質問又は提案の内容を簡潔にまとめて、質問書〔様式1〕、提案書〔様式2〕に記入の上、電子メールの添付ファイル、郵送又は持参により提出すること。(ファイル形式はMicrosoft Wordを使用することとし、郵送又は持参による場合は、質問書の内容を記録したフロッピーディスクも併せて提出のこと。)

③回答形式：平成 年 月より(市区町村)ホームページへの掲載及び(市区町村)〇〇部〇〇課(下記担当課参照)において閲覧による回答を行う。

(2) 議会の議決

- ・PFI契約に関する議案を提出予定。(平成 年 月)

(3) 情報公開及び情報提供

- ・(市区町村)情報公開条例に基づき情報公開を行う。
- ・情報提供は、適宜、(市区町村)のホームページ等を通じて行う。

(4) 入札に伴う費用負担

- ・プロポーザル参加に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

(本事業担当課)

(市区町村)〇〇部〇〇課 担当：_____

電話_____ (代表)_____ (内線)_____
(直通)_____

FAX_____

Eメール_____

以上

別添資料：想定されるリスク分担表

段階	リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
			市区町村	民間
共通	設計内容	民間事業者が実施した実施設計に関するリスク		○
	設計変更	民間事業者による設計変更に関するリスク		○
	調査・測量ミス	(市区町村)が実施した調査・測量	○	
	労災	民間事業者が実施した調査・測量		○
建設段階	建設、運営における従業員の労働災害	建設、運営における従業員の労働災害		○
	資金調達	初期投資額に見合う資金調達		○
	事業用地の確保	施設の建設に必要な事業用地の確保	○	
	建設コストのオーバーラン	予想できなかった技術的問題や施工上の課題などにより、当初見積額以上の支出が発生		○
	建設工事納期のタイムオーバーラン	施工に際して、設計ミスや事故の発生、想定したパフォーマンスが発揮できないことなどにより、サービスの提供時期が契約より遅れる		○
	(市区町村)の責に帰すべき事由により、サービスの提供時期が契約より遅れる	(市区町村)の責に帰すべき事由により、サービスの提供時期が契約より遅れる	○	
	性能未達	契約で定められた仕様、サービスレベルを満たすことができない		○
	仕様変更	建設中に、(市区町村)の意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生	○	
	民間事業者の提案による仕様の変更	民間事業者の提案による仕様の変更		○
	資材置き場の確保	施設の建設に要する資材置き場の確保		○
運営維持管理段階	施工管理	施工管理に関するリスク		○
	施設の損傷	引き渡し前の施設の損傷		○
	物価変動・金利変動	インフレ、デフレ等の発生、金利の上昇	○	○
	天災	天災、戦争などによる物的損害	○	○
	天災	天災、戦争などによる人的損害		○
	需要リスク	利用者の減少に伴う施設の採算性悪化		○
	利用者からの賠償責任請求	運営上の事故や施工中に発見できなかった瑕疵等による事故などでもたらされる利用者からの損害賠償請求		○
	行政による仕様変更要求	運営期間中に政策・制度の変更や性能要件の水準変更に伴う改修費用の発生	○	
	施設・設備・提供サービスの陳腐化	技術革新等にともなう施設・設備の陳腐化	○	
	維持管理費の上昇	物価や人件費の上昇による維持管理費の増加		○
運営維持管理段階	修繕費の上昇	物価の上昇等による修繕費の増加	○	
	法制度、規制の変更	保有施設・設備や運営手法に係わる法制度、規制の変更に伴う再投資、サービスの停止	○	○
	事故等による保有資産への物的損害	事故等第三者の責に帰す施設、設備等の損害の発生	○	
		運営上のミスなど民間事業者の責に帰す損害の発生		○
	周辺住民からの賠償責任請求	運営上の問題による周辺住民への損害発生等による賠償責任		○
	金利変動	金利の上昇	○	○
	天災	天災、戦争などによる物的損害	○	
	天災	天災、戦争などによる人的損害		○

[様式1]

平成 年 月 日

実施方針に対する質問書

「〇〇地区新型ケアハウス整備等事業 実施方針」について、以下のとおり質問を提出します。

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	電話： F A X： 電子メール：

質問事項 (タイトル)	
実施方針での対応部分	ページ： 該当箇所： 行目～ 行目

質問内容	
------	--

※ 質問事項は、一問につき本様式を一枚使用して簡潔にまとめてください。

[様式2]

平成 年 月 日

実施方針に対する提案書

「〇〇地区新型ケアハウス整備等事業 実施方針」について、以下のとおり提案を提出します。

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	電話： F A X： 電子メール：

提案事項 (タイトル)	
----------------	--

提案内容	
------	--

※ 提案事項は、一問につき本様式を一枚使用して簡潔にまとめてください。